ARIBニュース668号(2008.12.02)

ARIBからの お知らせ

「平成20年電波産業年鑑」を発行

11月28日付で「平成20年電波産業年鑑」を発行しました。「電波産業年鑑」は、電波産業の実態を的確に把握できるよう情報を提供することにより電波の理解と利用促進を図るとともに、通信・放送事業における事業計画の立案等に役立てていただくことを目的に、当会の「調査統計小委員会」で編集を進めてきたものです。

本年鑑は、電波産業に関する情報・データを網羅した五つの章及び資料編からなる本誌と、電波産業調査統計(統計で見る電波産業の推移)の別冊により構成されています。また、本年から、本編・別冊の内容をCDROMに収録し付録としましたので、ご活用下さい。

会員の皆様には、 11 月 28 日に発送致しました。追加の必要な方には実費で頒布していますので事務局($^{arib-nenkan@arib.or.jp}$)までお問合せください。

【本誌目次構成】

第1章 2007 年度の動き

- (1)2007 年度の概要 (2)電波産業の動向
- (4)情報通信行政の動向
- (5)標準化団体・会議の動向

第2章 電波産業の動向

- (1)電気通信事業 (2)放送事業
- (3)無線機器製造事業(4)トピックス

第3章 電波産業の技術動向

- (1)移動通信分野の技術動向
- (2)固定通信分野の技術動向
- (3)放送分野の技術動向
- (4)衛星通信の技術動向
- (5)小電力無線の技術動向
- (6)その他の技術動向

第4章情報通信行政の動向

(1)我が国の情報通信行政の動向(2)海外の情報通信行政の動向

第5章 標準化団体・会議の動向



- (1)国際電気通信連合(ITU) (2)世界電気通信標準化協調会議(GSC)
- (3)アジア・太平洋電気通信共同体(APT)(4)日中韓情報通信標準化会議(CJK)
- (5)3GPP/3GPP2 (6)IEEE 802 委員会 (7)PHS MoU Group
- (8)国際標準化機構/国際電気標準会議(ISO/IEC)

資料編(1)社団法人電波産業会(ARIB)(2)平成19年度技術動向(3)便覧 【別冊「電波産業調査統計~統計で見る電波産業の推移~」目次構成】

(1) 国内産業規模の推移(2) 海外産業規模の推移(3) 付録 データ

電気通信・放送行政の動き

電波法関係審査基準の一部改正案に対する意見募集の実施 18GHz帯無線アクセスシステムの有線テレビジョン放送事業用への用途拡大等 (平成20年11月21日総務省報道発表)

総務省では、有線テレビジョン放送事業用の無線局及び放送事業用システムの 固定局に関して、電波法関係審査基準(平成¹³年¹月⁶日総務省訓令第⁶⁷号)の 一部改正案を作成しました。

つきましては、本一部改正案に関し平成20年12月22日(月)までの間、広く意見を募集することとします。

1 概要

有線テレビジョン放送事業用の無線局に関しては、 18GHz 帯における周波数の更なる有効利用を図りつつ、 2010 年のデジタル・ディバイド解消及び 2011 年のデジタル放送への完全移行への推進を目的として、これまで、主に地方公共団体等において、地域公共ネットワークの整備等のために開設されてきた 18GHz 帯無線アクセスシステムについて、有線テレビジョン放送事業用の用途を追加いたします。

放送事業用システムの固定局に関しては、放送事業者において放送局のスタジオと送信所を結ぶ番組伝送等のために開設されてきており、当該周波数帯における周波数の更なる有効利用を図りつつ、放送ネットワークの円滑な整備に資することを目的として、番組素材伝送用固定回線の水平/垂直偏波による同一チャネル伝送(コチャネル伝送)への対応、放送番組中継用固定回線の複数波同時伝送への対応及び音声放送番組中継用固定回線のコンポジット信号伝送への対応を行います。

これらに伴い、総務省では有線テレビジョン放送事業用無線局及び放送事業 用固定局の審査を行うための基準について、電波法関係審査基準の一部改正 案を作成しましたので、意見を募集します。

2 一部改正案

下記URLの総務省資料をご覧ください

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/081121_1_bt.pdf

を参照してください。

周波数割当計画の作成案に係る 電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果 国際電気通信連合(ITU)2007年世界無線通信会議(WRC-07)の審議結果 に基づく作成

(平成20年11月12日総務省報道発表)

総務省は、国際電気通信連合(ITU)2007年世界無線通信会議(WRC-07)の審議結果を受けて、ITU憲章及び条約に規定する無線通信規則の一部改正が発効されることに伴い、周波数割当計画の作成案(以下「作成案」といいます。)について、平成20年11月12日に、電波監理審議会(会長:羽鳥 光俊 中央大学理工学部教授)に諮問したところ、同日、同審議会から原案を適当とする旨の答申を受けました。

また、平成 20 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間、意見募集を行ったところ、 14 件の御意見を頂きましたので、総務省の考え方と併せて公表します。

1 作成の背景等

平成 19 年(2007 年) 10 月 22 日(月)から同年 11 月 16 日(金)まで、スイス連邦のジュネーブにおいて、国際電気通信連合(ITU) 2007 年世界無線通信会議($^{WRC-07}$)が開催されました。当該会議の審議結果に基づき ITU 憲章及び条約に規定する無線通信規則の一部改正が平成 21 年(2009 年) 1 月 1 日に発効することとなっております。

我が国で割り当てることが可能である周波数の表である周波数割当計画は、 当該無線通信規則に整合するよう定める必要があることから、今般、当該無 線通信規則の一部改正の発効に伴う変更、使用期限を満了した周波数帯につ いての使用期限の削除等の規定の整備を行うこととすることから、変更内容 が多岐に渡るため、改めて周波数割当計画の作成を行うものです。

なお、WRC-07の主要審議結果とこれを踏まえた周波数割当計画の変更内容は、以下のとおりです。

(1) IMT (第3世代及び第4世代移動通信システム) への将来の周波数確保 IMT用周波数として、新たに3.4~3.6GHz帯

(200MHz幅)、2.3~2.4GHz帯 (100MHz幅)、698~806MHz帯 (108MHz幅) 及び450~470MHz帯 (20MHz幅)が無線通信規則において追加分配され、これらのうち、各国が使用を希望する周波数帯により今後IMTを実現することとなりました。

これを受けて、我が国においては、3.4~3.6GHz帯 (200MHz幅) の すべての周波数帯及び698~806MHz帯 (108MHz幅) の一部周波数帯 (730~770MHz帯 (40MHz幅))を中心にIMTの利用が見込まれる ことから、国内分配において同周波数帯をIMTに特定することとしま した。 (2) 2.5GHz帯における衛星通信と地上の移動通信の取扱い

2.5GHz帯については、世界的には地上の移動通信を優先し、衛星が発射する電波を厳しく制限することとなりましたが、我が国では衛星 (N-STAR) による非常災害時等の移動通信に使用されていることを踏まえ、無線通信規則において、当該制限を受けない旨の例外規定が定められたところです。

このため、同周波数帯における国内分配は従前のとおりとし、国際 分配の記述のみ変更することとしました。

(3) 地球探査衛星のために携帯電話等の電波を抑えることの是非

今後運用が予定されている地球探査衛星を保護するため、地上の無線システム(1.5GHz帯携帯無線通信及び10.6GHz帯放送事業用固定局)の電力制限値(推奨値)が無線通信規則において定められたところです。

本推奨値が強制力を有しないものであること及び同周波数帯は我が 国では地上の無線システムで利用されていることを踏まえ、同周波 数帯における国内分配は従前のとおりとし、国際分配の記述のみ変 更することとしました。

(4) 航空管制用の周波数確保

我が国の提案に基づき、世界共通で航空管制、航空用データ通信等 に使用する周波数帯として、112~117.975MHz帯及 び5091~5150MHz帯が定められたところです。

これを受けて、同周波数帯における国際分配及び国内分配の変更を行うこととしました。

2 作成案の概要

本作成案は、国際電気通信連合(ITU)2007年世界無線通信会議(WRC-07)の審議結果を受けて、無線通信規則の一部改正が発効することに伴い、周波数割当計画を作成するものです。併せて、使用期限を満了した周波数帯について使用期限を削除するなどの規定の整備を行うこととしています。

3 今後の予定

提出された御意見及び電波監理審議会からの答申を踏まえ、原案のとおり速やかに公布・施行する予定です。

意見募集の結果、連絡先等の詳細は下記^{URL}の総務省報道資料をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/081112 8.html>

編集後記 💳 📉

スカードや年賀状の図柄をどうしようか悩んでいる御仁は多いと思いますが、 編集子は年度末の総会で町内会会員に配布する住宅地図の制作という大荷物も 背負ってしまいました。

従来の町内会地図はプロに発注していたのでかなりの費用がかかり、慢性金欠の町内会では数年間改訂できませんでした。しかし、実態との差があまりに大きくなり災害対策計画にも困るし、会員からも要望が高まってきたので、ついに今年度は役員奉仕で新規作成することになったのです。

精度はそれほど要りませんが、「うちの家や敷地が隣より小さいはずがない」などと文句を言う人もいるので、ネット地図や衛星写真をもとに道路と家屋を作図ソフトで慎重にレイアウトし、各班の班長さんの協力を得ながら敷地の大まかな形と住人を一軒一軒確認し、仕上げていくのです。

まだ途中ですが、旧版に比べて空き家・非会員世帯・高齢者単身世帯などの増加が目立ちます。町内会の役員選出が困難になってきたのは当然で、一見平和な住宅街でもまさに日本の縮図です。

目先の忙しさ故に気づかずにいた、何か大きな変化を見てしまった思いがしま した。

(tss)

ページの先頭に戻る 📥